

# 即時充当によるキャッシュレス・消費者還元に係る消費税の仕入税額控除の考え方

- コンビニ等が行っている即時充当（即時に購買金額にポイント等相当額を充当する方法）によるキャッシュレス・消費者還元は、商品対価の合計額が変わるものではありません。
- 消費税の課税事業者が商品を購入した際、その取引（仕入れ）について仕入税額控除を行うこととなりますが、即時充当による消費者還元を受けた場合には、商品対価の合計額が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります。
- 一方、自社ポイントのように、商品等の購入の際のポイント利用が「値引き」となる場合には、「値引き後の金額」が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります。

## 【即時充当】

レシート 〇〇ストア			
東京都… 2019年10月XX日(土) 16:45			
おちゃ *	1点	540	540円
ブンボウ	1点	550	550円
<b>合 計</b>		<b>1,090円</b>	
	8%ﾀｲｼｮｳ		540円
	(内消費税)		40円
	10%ﾀｲｼｮｳ		550円
	(内消費税)		50円
	<b>キャッシュレス還元</b>		<b>▲21円</b>
	交通系マネー支払	1,069円	
*印は軽減税率対象品目			

課税仕入れに係る支払対価の額は1,090円となる(商品対価の合計額)。

## 【ポイント利用（値引き）】

レシート 〇〇ストア			
東京都… 2019年10月XX日(土) 16:45			
おちゃ *	1点	540	540円
ブンボウ	1点	550	550円
	ポイント値引き		▲21円
<b>合 計</b>		<b>1,069円</b>	
	8%ﾀｲｼｮｳ		530円
	(内消費税)		39円
	10%ﾀｲｼｮｳ		539円
	(内消費税)		49円
	交通系マネー支払	1,069円	
*印は軽減税率対象品目			

課税仕入れに係る支払対価の額は1,069円となる(値引き後の金額)。

商品等を購入した事業者においては、レシートの表記から「課税仕入れに係る支払対価の額」を判断して差し支えありません。